

都 9 7 網膜脈絡膜萎縮症

(診断基準)

医療費助成の対象は、眼底後極部網膜脈絡萎縮症に限る。

以下の[1]から[5]までを全て満たし、両眼とも矯正視力が 0.1 以下であるもの

- [1] 経過が進行性である（記載時点までの病歴も含む。）。
- [2] 自覚症状（視力低下、中心暗点、色覚異常）の中で2項目以上がみられる。
- [3] 眼底所見（黄斑変性、黄斑部出血、黄斑部白斑、黄斑部浮腫、黄斑部網膜分離、網膜脈絡膜萎縮、lacquer crack lesion）の中で1項目以上がみられる。
- [4] 蛍光眼底造影で特徴的な所見がある（この検査は可能な場合のみ実施する。）。
- [5] 以下の鑑別診断が除外できるもの
原田病、トキソプラズマ感染、結核、梅毒、薬剤性視力障害（クロロキン、エタンブトール、メチルアルコール等）、外傷等

(重症度分類等)

両眼とも矯正視力が 0.1 以下であるものを重症例として対象とする（ただし、他の眼病変等に伴う一時的な視力低下を除く。）。

※ 診断基準及び重症度分類等の適応における留意事項

1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。
2. 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態であって、直近6か月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
3. 上記の診断基準を満たし、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要なものについては、医療費助成の対象とする。